

令和 7 年 5 月 30 日

第 1 回史跡カリンバ遺跡
整備検討委員会資料

恵庭市教育委員会

これまでの動きと今後のスケジュールについて

1. 令和6年度第3回史跡整備検討委員会（令和7年1月20日開催）までの動き

- 平成11年 恵庭市による緊急発掘調査。合葬墓から漆塗り装身具が多数出土。
- 平成17年3月 史跡指定
- 平成18年6月 合葬墓から出土した漆塗り装身具等397点が重要文化財に指定
- 平成17～20年度 「カリンバ遺跡整備計画策定委員会」を開催し、『基本構想』を策定
- 平成21～23年度 「史跡カリンバ遺跡保存管理計画策定委員会」を開催し、『保存管理計画』を策定
- 平成24～26年度 「史跡カリンバ遺跡整備基本計画策定委員会」が『基本計画案』を策定
- 平成27年度 市内部の庁内協議を経て『基本計画』を策定し、委員会を解散
- 平成28年度 史跡現況地形図の作成
- 平成29・30年度 史跡水文環境調査の実施
- 令和元年度 史跡の水文環境調査の実施、史跡境界標の設置、史跡排水溝改修工事の実施
- 令和2年度 史跡の水文環境調査の実施、史跡危険木の伐採、史跡整備基本計画策定委員会（報告会）の開催
- 令和4年度 史跡低地面整備工事の実施
- 令和4・5年度 「史跡カリンバ遺跡整備検討委員会」を開催し、『基本計画改訂版』を策定
- 令和6年度 「史跡カリンバ遺跡整備検討委員会」を開催し、『基本設計』を策定

2. 令和6年度市内部の協議結果について（市企画・財政部門の発言要旨）

- ・『史跡カリンバ遺跡整備基本計画改訂版』の中で「短期計画については実施する」としているため、委員やオブザーバーの方々が短期計画全部の実施を望むことは理解できる
- ・短期計画全てを単年度で実施することは難しいが、2～3年の複数年であれば実施を検討することもやぶさかではない。郷土資料館側が毎年政策的要望としてあげることは認めたい。その中で、都度政策的事業として議論していくことになる
- ・直営による看板類の設置等は統一性がないのでやめた方が良くはないか
- ・多目的広場も面積を縮小して舗装してはどうか。史跡は住宅街に囲まれており、砂利敷きだと埃が舞って近所から苦情が来る可能性が高い。補助を模索し、難しければ市単費でも舗装した方が良くないか
- ・物価や人件費等の上昇で整備費用が当初の見込み額からある程度増額することは理解できるが、増額幅が大きすぎる。今後の検討に置いて、今一度整備内容を精査して費用の削減に努めるとともに、事業費の平準化に努めてほしい

3. 今後のスケジュールについて（事務局側の考え）

- ・ 転落防止柵や看板類の数枚を直営で設置するとしていたが、全て委託としたい
- ・ 多目的広場は面積を縮小し、舗装する方向で進めたい
- ・ 今後委員やオブザーバーの皆様と協議し、短期計画ほぼ全てを2年の事業として計画し、毎年市内部の政策的事業で要望をあげていくこととしたい
- ・ 旧サイロの解体を島松軟石の再利用をしない方法での解体とし、可能な限り費用を圧縮したい。それ以外にも事業費の圧縮を検討し、事業の平準化を見据えながら進めていきたい

再検討・確認事項について

1. 多目的広場

(1) 基本計画（改訂版）

- 基本計画（改訂版）58頁の『エ. 多目的広場』に「各種体験事業や遺跡のガイドツアーの集合場所等に使用する多目的広場を設置する。」と記載

(2) 基本設計

- 基本設計説明書53頁の『3-6-2 多目的広場の規模及び舗装構造』に「本多目的広場は、史跡来訪者の集散や催しでの利用など、様々な場面での利用を想定している。また、中長期計画において、ガイダンス施設をはじめ、体験工房や埋蔵文化財センターの建設も視野に入れていることから、これら建築物の前庭的な役割や機能も十分に果たせる広さが必要となる。以上の点を踏まえ、本広場の規模は61.50m×14.00m（一部17.30m）と設定する。なお、多目的広場内には、身障者用の駐車スペース1台（3.50m×8.00m）を確保する。」と記載

(3) 実施設計

- 事務局案：令和7年3月の市企画・財政部局との調整において、財政部局から多目的広場について「広すぎる」、「市街地にあることから、砂利敷きでは埃がたち、周辺住民から苦情が出る可能性が高い」、「基本設計の面積を縮小して、全面舗装した方が良い」との意見があった。事務局としては、多目的広場を基本設計の面積から2/3程度に縮小し、全面舗装（駐車場）とすることを提案したい。駐車場は市単独費で整備することとし、基礎工事において遺跡の包含層に掘削が及ばないような工法を検討したい。

2. 旧サイロ

(1) 基本計画（改訂版）

●基本計画（改訂版）53頁の『①障害物撤去』に「旧サイロは、倒壊の危険があり、また縄文時代の景観に近づけるために撤去する。」と記載

(2) 基本設計

●旧サイロは撤去する

- ・基本設計説明書 72 頁の図中に「既存旧サイロー撤去」と記載
- ・基本設計説明書 76 頁の「工事工種体系構成表」の「史跡カリンバ遺跡整備 短期計画（令和 8 年度施工予定） 概算工事費」にも「旧サイロ解体・撤去 1 式」に「金額（円） 2,000,000」を記載

(3) 実施設計

●事務局案：旧サイロは市単独費で解体する。旧サイロの材料である島松軟石は再利用しない方法で解体するが、ブロック 1 個程度は貴重な郷土資料として資料館で保管することを検討する。旧サイロは地中に埋まっている部分（高さ 1m 前後？）があることから土で埋戻しする必要があるが、その基礎部分の撤去についてどうするか（基礎部分は残せるのか？など）は今後検討したい。また旧サイロ周辺にあるオオウバユリやオオバナノエンレイソウの群落の取り扱いについても今後検討したい。

3. 発掘調査・工事立会等

(1) 基本設計

●工事立会対応

・基本計画図（A3 図面）の「07 背付きベンチ 1・2 詳細図」から「18 転落防止柵詳細図」までの 11 枚の図面（「14 解説板 5・8（B タイプ）（デッキ取付）詳細図」を除く）にあるとおり、構造物の基礎の掘削は遺跡の包含層に達しない予定であることから、郷土資料館の調査員が工事に立ち会うことで対応する

・基本計画図（A3 図面）の「19 再生木材階段詳細図」では径 6 cm のプラ擬木が遺跡の包含層上部に約 10～20 cm 打設される。史跡への影響は軽微であることから、郷土資料館の調査員が工事に立ち会うことで対応する

(2) 実施設計

●事務局案：上記のとおり工事立会対応としたい。前述した多目的広場（駐車場）は遺跡の包含層に掘削が及ばないような工法を検討し、工事立会対応としたい

4. 植栽

(1) 基本設計

- 大規模な植栽は行わず、一部木陰をつくるために小規模な高木植栽（10本）を実施
 - ・基本設計説明書 72・73 頁の図中に「ミズナラ・ハルニレ」と「エゾヤマザクラ・イタヤカエデ」の「植栽凡例」を記載
 - ・基本設計説明書 75 頁の『図表 5-1』にある「短期計画（令和 9 年度施工）整備工事費」の「備考」に「高木植栽」を記載
 - ・基本設計説明書 77 頁の『工事工種体系構成表』の「史跡カリンバ遺跡整備 短期計画（令和 9 年度施工予定） 概算工事費」にも「高木植栽 1 式」に「金額（円）600,000」を記載。「備考」には「エゾヤマザクラ等 10 本 西地区・南西側周辺地区①」と記載

(2) 実施設計

- 基本設計を委託した（株）環境緑地研究所より令和 7 年 3 月に「史跡の表土厚（最薄部で 20 cm 程度）では、いくら盛土をしても高木の根が遺跡の包含層を破壊する可能性が高い」との意見をいただいた。これを受け令和 7 年 5 月に愛甲委員にご意見を伺ったところ、以下のアドバイスを頂戴した。
 - ・高木の樹種にもよるが、根の深さは浅根性のエゾヤマザクラでも 100cm にはなる
 - ・カリンバのシンボルとしてサクラを植栽する、縄文の広場の植栽を、全体の方針やゾーニング、遺跡への影響をみて検討するのが良いと思う
 - ・地下遺構の保存が最も重視されることから、そこに懸念があるのであれば無理をして植栽する必要はないと思う
- 事務局案：根による地下遺構への影響を考慮し、植栽は短期計画では実施せず、長期計画に先送りし検討を続けたい

5. 針葉樹防風林の伐採

(1) 基本計画（改訂版）

- 基本計画（改訂版）48 頁の『(1) 修景』に「針葉樹のカラマツやトドマツは人工の防風林であり、縄文時代の景観に近づけるために伐採を検討する。」「伐採にあたっては、地下の包含層を傷めないように根元で切断し、伐根は行わない。」と記載

(2) 基本設計

- 基本設計説明書 80 頁に「短期計画整備として令和 8・9 年度の 2 ヶ年で、西地区・南西側周辺地区①の整備に着手する。（サイロ東側に生育するカラマツ林の伐採は除く）」と記載

(3) 実施設計

- 事務局案：西側に隣接する北海道文教大学建物の目隠しにもなっている。基本設計どおり短期計画では実施せずに、長期計画に先送りし、検討を続けたい

6. 旧導水路跡・素掘り水路跡埋め戻し

(1) 基本計画（改訂版）

- 基本計画（改訂版）54頁の『イ. 障害物撤去』に「導水路跡と素掘り水路跡は雪解けの時期には水が溜まるが、夏は乾燥している。これらの水路は、埋め戻して元の地形を復元することを検討する。」と記載

(2) 基本設計

- 基本設計説明書54頁の『3-7 付属施設に関する検討』に「また、西地区の北西側には旧溜め池の水を導水する素掘り側溝がある。同側溝付近への立入りを抑制する目的で、転落防止柵を整備する。」と記載

(3) 実施設計

- 事務局案：転落防止柵を整備することで旧水路跡への立入りを抑制できるので、旧導水路跡と旧素掘り水路跡の埋め戻しは長期計画に先送りしたい

7. 総合案内板等看板類

(1) 基本設計

- 基本設計説明書37～50頁に解説板8基、説明板1基、総合案内板（注意札の内容含む）1基、誘導サイン板2基、記名サイン板1基について記載した

(2) 実施設計

- 事務局案：令和6年度第3回委員会（R7.1.20）においての事務局案では、総合案内板1基、注意札1基、解説板3基、誘導サイン板2基は資料館直営による設置との内容で説明したが、委員及びオブザーバーの皆様から疑義が示された。これを受けて令和7年3月に市企画・財政部局と調整したところ、資料館直営ではなく業者委託による設置を促された。総合案内板1基と解説板3基の内容については十分な検討をせずに基本設計に掲載したことから、ここで細部を検討させていただきたい。

①総合案内板（注意札の内容含む）

●総合案内板（板面：高さ1200mm、幅1800mm）

国指定史跡 カリンバ遺跡案内図

National Historic Site Karinba Site

カリンバ遺跡の縄文時代後期末葉（約3,200年前）の出土品（漆塗り装身具や石製首飾り等）と大型合葬墓のレプリカは郷土資料館に展示しています。

恵庭市郷土資料館
 ▶開館時間：午前9時30分～午後5時
 ▶休館日：毎週月曜日、祝日の翌日、毎月最終金曜日
 ▶住所：恵庭市南島松157-2
 ▶電話：0123-37-1288

English

②解説板6（Bタイプ）

●解説板6（Bタイプ）（板面：高さ600mm、幅900mm）

アイヌ文化期の遺構と遺物

1999年から2003年の団地中央通と周辺の調査で、アイヌ文化期の建物跡（平地建物跡や倉庫等）が7軒、土坑墓・送り場・チャシ跡が各1基確認されました。送り場は擦文前期の竪穴建物跡のくぼみに灰や小石、シカの骨、鉄鍋等が送られていました。チャシ跡はこの解説板のそばに造られていました。長さ32m、幅0.8～2.6m、深さ0.5～1.5mの溝が弧状に掘られ、内側には柵列と考えられる柱穴が発見されています。

擦文前期の竪穴建物跡のくぼみを利用した送り場

チャシ跡

English

③解説板 7 (Bタイプ)

●解説板7 (Bタイプ) (板面：高さ600mm、幅900mm)

擦文文化期の遺構と遺物

1999年から2003年の団地中央通と周辺の調査で擦文文化期の竪穴建物跡が9軒確認されました。時期は前期が多いと考えられます。遺物は土器や金属製品（鋤先、鉄斧等）、炭化横櫛等が出土しました。この解説板のそばからは、1980年前後の札幌大学による調査で擦文前期の竪穴建物跡が2軒見つかりました。そのうち1軒は屋根を支える斜めの柱穴が竪穴の外側にある特徴的な造りで、「カリンバ型住居」と名付けられました。



前期の竪穴建物跡



カリンバ型住居

English 

④解説板 8 (Bタイプ)

●解説板8 (Bタイプ) (板面：高さ600mm、幅900mm)

遺跡周辺の古植生について

低地面の縄文時代後期から晩期（約4,500～2,400年前）の土に残る花粉を分析したところ、落葉広葉樹はハンノキ属（ハンノキ等）、コナラ亜属（ミズナラ等）、ニレ属（ハルニレ等）、クルミ属（オニグルミ）、草本はヨモギ属（オオヨモギ）、イネ科（ススキ等）、ゼンマイ科（ゼンマイ等）、胞子は単溝型胞子（シダ類）が多く確認されました。お墓がつくられた台地にはコナラ亜属やニレ属、ヨモギ属が、目の前の低地にはハンノキ属やイネ科が、台地と低地の境界付近にはクルミ属が、落葉広葉樹の林床下にはゼンマイ科や単溝型胞子が分布していたと考えられます。

ハルニレ 

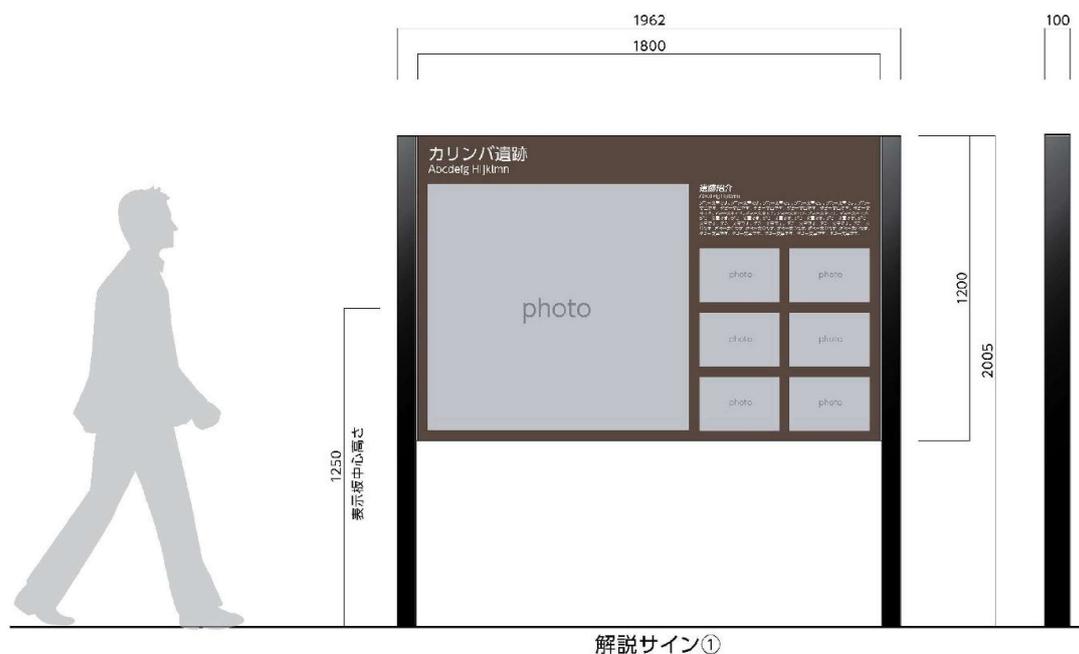


English 

⑤その他

ア) 看板の色については、現在のところ下記のとおりで考えている

・説明板 1 基、総合案内板 1 基、誘導サイン板 2 基、記名サイン板 1 基は背景が茶色、文字は白色としたい



・解説板 8 基は遺構（土の茶色ベース）の写真が多いことから、背景が白色、文字は黒色で考えている

イ) 文字の色や字体については基本計画書（改訂版）の 47・48 頁に記載がある『1. デザインに関する統一コンセプト』（史跡カリンバ遺跡整備基本計画策定委員会の大萱委員による草稿を事務局が編集）を原則としたい。下記はそのうちの（3）のみ抜粋したもの

（3）朱色の美意識

死者を飾った漆塗り装身具は、茶から赤に近い色まで色相に幅があるが、鮮やかな彩度を保つ朱色が基調である。頭飾りの櫛は透かし彫りの有無とは別に両横から弧を描いて上に伸び、二個の頂点を形成する下降曲線が中央で出会う力強い様式美が認められる。さらに頭部から腰までの主要な部位を朱色の紐と帯で飾られた遺体は、漆塗りの光沢面が日中は陽光を受けて輝き、夜は月明かりと焚き火の炎を受けて荘厳な美しさに包まれた葬送空間が生まれただろうとイメージできる。

キーワード「空間に内在する永続性」から導かれるコンセプトは《後世へとつながる永続性を確保するための空間環境デザインであること。特に外部の厳しい風雪にさらされる

施設および付帯設備には十分な耐久性とシンプルなメンテナンスシステムが必要条件である。ガイダンス施設内での重要文化財指定の実物展示は、空調設備システム完備の展示ケース内となる》

キーワード「豊満で力強い造形」から導かれるコンセプトは《市民及び来訪者にとって、分かりやすくシンプルで気品ある造形による優れた現代デザインであること。文字の書体は言語ごとに一種類に統一。色彩は自然界に多い彩度6程度の3色と昼白色を基本とする》

キーワード「朱色の美意識」から導かれるコンセプトは《展示物以外での朱色使用に関しては、展示効果を弱める観点から原則禁止とする。しかし、象徴的意味を持つので場所と目的によっては使用許可できるものとする》

実施設計について

実施設計は下記の仕様書で市建設部土木課が発注した。

特記仕様書

第1章 総 則

(目 的)

1 『史跡カリンバ遺跡整備実施設計委託業務』（以下、「本業務」という。）は、史跡を適切に保存し、地域の歴史資源や文化資源、教育資源として活用し、市民とともに、その価値を後世に継承していくことを目的として、令和7年3月に策定した「史跡カリンバ遺跡整備基本設計委託業務」（以下、「基本設計」という。）に基づき、実施設計として取りまとめることを目的とする。

(準拠する法令等)

2 本業務は、本特記仕様書による他、下記の法令、要領に準拠するものとする。

- (1) 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 令和6年10月版 北海道建設部
- (2) 都市公園事業設計要領 平成25年度

北海道建設部まちづくり局都市環境課

公園緑地グループ

- (3) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】令和4年3月 国土交通省
- (4) 都市公園技術標準解説書 令和元年度版 一般社団法人 日本公園緑地協会
- (5) 史跡等整備のてびき 文化庁文化財部記念物課 監修

(条件・計画・承認)

3 本業務の受託者（以下「乙」という。）は、平成27年度以降の過去10年間において、元請として史跡整備の基本設計若しくは実施設計、又はそれに類する業務の受注実績を有する者とし、本業務実施にあたり乙は、設計図書、本仕様書にもとづき、着手届、作業工程表、管理技術者届を発注者（以下、「甲」という。）に提出、承認を得るものとする。

(質 疑)

4 本業務実施にあたり、本仕様書及び規定等に明示なき事項または、疑義を生じた場合は、甲乙協議し、甲の指示に従うものとする。

(報告・検査)

5 乙は、業務の作業工程の進捗状況について適宜甲に報告するものとする。また、成果品については、十分な照査点検を実施し、品質の向上に努めるものとする。

(成果品の訂正)

6 成果品納入後において、内容の不備、誤り等が発見された場合は、乙の責任において直ちに補足訂正を行うものとする。

(資料の貸与)

7 業務遂行に必要な資料は、甲より貸与する。尚、乙は貸与を受ける場合、借用書を提出し、使用后返却するものとする。

(秘密の保持)

8 乙は業務上知り得た情報、その他本業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

(成果品の帰属)

9 作成された全ての成果品は、甲の所有とし、承認を受けずに公表・貸与・使用してはならない。

(完了)

10 本業務は、業務完了届、成果品目録とともに、成果品を提出し、甲の検査を受け、検査合格により完了するものとする。

(積算情報等)

11 本業務の予定価格算出の基礎となる積算基準日及び積算業務期間は、下記のとおりで

ある。

積算基準日：令和7年4月2日

積算業務期間：契約の翌日～令和8年3月13日

第2章 業務内容

1 設計対象区域

(1) 所在地

恵庭市黄金中央5丁目216-7外

(2) 面積

史跡(西地区全体と北地区の一部)及び史跡関連用地(南西側周辺地区①全体)

: 設計対象1.90ha

2 業務内容

基本設計に基づき、史跡内の諸施設の計画を現地と対応させるとともに、各施設相互の調整を図り、規模、位置、構造等を定め、工事に必要な設計図書としてまとめる。

(1) 与条件の確認及び調査

- ① 提示された計画の内容や背景等について、資料及び甲の説明により十分把握するものとする。
- ② 実施設計対象の施設等について、現地調査を行い、関連施設との位置や施設概要等示された与条件を整理し、照合及び確認するものとする。
- ③ 対象施設について必要な調査を行うとともに、資料の収集を行うものとする。

(2) 実施設計の検討

設計対象物について、下記事項を検討するものとする。

- ① 施工位置 ② 細部構造 ③ 形状寸法 ④ 材質 ⑤ 工法 ⑥ 施工時期

対象物：看板類(解説板、説明板、総合案内板、誘導サイン板、記名サイン板)、石製標識、遊歩道、階段、多目的広場、身障者駐車場、ベンチ、転落防止柵他、その他造成に係ること。

なお、史跡の重要な特性である本質的価値の保護や自然との調和などに十分配慮するとともに、史跡西地区と史跡関連用地(南西側周辺地区)は、表土が20~30cm程度と薄いことに留意すること。

(3) 実施設計図作成

工事の実施に必要な次の内容を図面としてまとめるものとする。

- ① 事業施工場所(施工位置)
- ② 施工箇所現況及び撤去物
- ③ 施設等の位置
- ④ 施設(工種別の構造及び形状)
- ⑤ 施工方法(仮設等)
- ⑥ 施設別(単位当たり)使用材料数量

⑦ 図面題目（工事件名、作成年月日、作成者等）

(4) 数量計算

① 設計数量計算

図面及び工事仕様書に基づき、施工数量及び材料数量を計算するものとする。

② 構造計算、容積計算

図面を作成するうえで必要に応じ、応力又は容量等について計算を行い、設計の適正を確認するものとする。

(5) 工事費算出

実施設計図に基づき、工種別に工事費を算出し、工事費算出書にとりまとめるものとする。

(6) 工期の算定

工事の実施に要する期間を算定するものとする。

(7) 実施設計説明書の作成

(8) 維持管理費の算出

3 設計協議

打合せ回数は4回とする。なお、打合せ時期及び確認事項については下記を基本とする。

初回・・・・・・・・・・業務内容及び諸条件の確認

中間（2回）・・・・・・・・実施設計の検討及び実施設計図の作成時

完了・・・・・・・・・・成果品の作成内容等の確認

4 提出成果品

提出成果品は、以下の内容を報告書にとりまとめるものとする。

納品の図面データ形式については、DWG（DXF）形式、SFC（P21）形式とする。なお、納品するDWG（DXF）形式データについては、変換後の中身を精査し提出すること。

縮尺等については、甲と協議の上、決定する事。

報告書・・・・・・・・・・A4版4部

- ・ 実施設計図
- ・ 数量計算書
- ・ 構造計算・容積計算
- ・ 工事費・工期算出書
- ・ その他業務資料

上記、成果品の電子データ（DVD-R）1部

5 その他

- (1) 現地は史跡や遺跡であり、また希少な植物が自生している箇所もあることから、現地踏査や作業の際はそれらの保護に注意を払うこと。
- (2) 実施設計の内容等を検討する専門家委員会は令和7年度に甲の主催により3回開催予定である。乙は当該委員会に技術者を派遣すること。
- (3) 今回の実施設計の業務範囲は短期計画の黒点線部分を対象とする。ただし、将来的には長期計画まで進む可能性もあるため、東地区の園路や南西側周辺地区①のガイダンス施設等の建設も考慮した上で実施設計を行うこと。
- (4) 看板類にQRコードを印刷し、1枚は「動画コンテンツの再生」、6枚は「多言語化（英語）」を実施予定である。それら製作にかかる仕様書や見積書の作成等は甲が行うので、乙は実施設計にそれらの内容を反映させること。
- (5) 本業務において、受託者は法定外の労災保険に付さなければならない。受注者は業務の着手前までに確認書類(証券の写し等)を管財・契約課へ提出すること。